

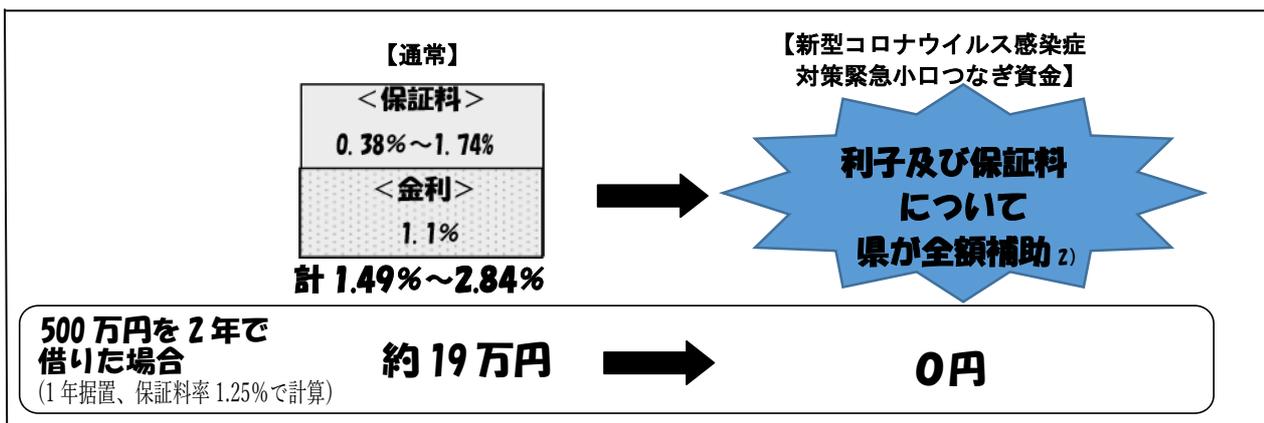
「新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金」をご利用ください！！

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、減少の割合の多寡に関わらず、売上高等が減少した中小企業¹⁾の方々が、無利子²⁾、信用保証料ゼロ³⁾、無担保で融資が受けられます。
- 売上高等の減少の認定は取扱金融機関で行うため、認定申請と融資相談を一括してスピーディーに行うことができます。
- 保証協会が積極的に保証承諾を行えるよう、県は、同協会に対する損失補償を拡充⁴⁾します。
- 本融資制度の概要は裏面をご覧ください。

< 県の損失補償割合 ⁴⁾ >

通常の資金：1 / 6 ~ 2 / 3 ⇒ 今回：10 / 10 (全額)

実施期間：2020年5月18日(月)から2020年12月31日(木)まで



- 1) 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少したことについては、取扱金融機関から証明を受ける必要があります。
- 2) 契約どおりに支払った利子について、事後的に補給が受けられるものです。遅延利息は事業者負担となります。
- 3) 条件変更による保証料の増額分は事業者負担となります。
- 4) 県は、保険等で補填されない保証協会の損失を補償。

「新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金」の概要

融資対象者	<p>①新型コロナウイルス感染症の影響を直接的に又は間接的に受け、直近1か月の売上高又は売上高総利益（以下、売上高等）が、前年同月又は2年前同月の売上高等に比べて減少している中小企業者</p> <p>②セーフティネット保証4号、5号、又は危機関連保証の認定を取得した中小企業者</p> <p>※ ①又は②のいずれかを満たす中小企業者が対象となります。</p>
使途・限度額	運転資金・500万円
融資期間・利率	2年以内・年1.1%（県が全額を補助）
信用保証料	県が全額を補助
据置期間	1年以内
担保	原則として不要
保証人	原則として代表者以外の連帯保証人は要しない
責任共有制度	一部対象
申込先	取扱金融機関※の県内各店舗
問い合わせ先	<p>愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 融資・貸金業グループ TEL：052-954-6333</p> <p>愛知県信用保証協会 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口 TEL：0120-454-754（信用保証について）</p>

※ 取扱金融機関

銀行	三菱UFJ、みずほ、三井住友、りそな、横浜、第四、八十二、北陸、北國、静岡、清水、大垣共立、十六、三重、百五、京都、関西みらい、山口、百十四、伊予、愛知、名古屋、中京、第三
信用金庫	愛知、豊橋、岡崎、いちい、瀬戸、半田、知多、豊川、豊田、碧海、西尾、蒲郡、尾西、中日、東春、岐阜、大垣西濃、東濃、桑名三重
信用組合	豊橋商工、愛知県中央
政府系	商工組合中央金庫

新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内に事業所等を有する中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、愛知県（以下「県」という。）が予算の範囲内において新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金利子補給補助金（以下「補給金」という。）及び補給金に係る事務経費（以下「事務経費」という。）を交付することについて、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補給金の交付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金（以下「当該融資制度」という。）の融資を受けた事業者とする。

2 事務経費の交付を受けることができる者は、第5条に基づく委任を受けた金融機関とする。

(交付対象経費)

第3条 交付対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

(補給期間)

第4条 補給金を交付する期間は、受給資格者が融資を受ける日から起算して2年間とする。

2 事務経費を交付する期間は、第5条に基づく委任を受けた金融機関が前項の補給金に係る交付申請に必要な事務の対象期間とする。

(金融機関への委任)

第5条 補給金の交付を受けようとする受給資格者は、当該制度融資を受けた金融機関に、交付の申請、請求等に関する一切の行為に関する権限を委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。この場合において、受給資格者は、補給期間に支払った約定利子について、委任状及び振替承諾書（様式第2号）を、融資実行日等に当該金融機関へ提出しなければならない。

2 委任を受けた金融機関（以下「受任者」という。）は、受給資格者に補給金の交付の申請に必要な書類等の提出を求めることができる。

(交付の申請)

第6条 受任者は、前条第2項に規定する書類の内容により交付対象経費を確認し、交付申請書（様式第1号）に以下の書類を添付のうえ知事に提出しなければならない。

- 一 受取利子証明（明細）書
- 二 委任状兼振替承諾書（様式第2号）の写し
- 三 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

2 前項に規定する申請書の提出期限は、4月1日から同年9月30日までに発生する利子（以下「上半期分」という。）については10月末日、10月1日から翌年3月末日までに発生する利子（以下「下半期分」という。）については4月末日とする。

3 2回目以降の交付申請においては、第1項第2号の書類を省略することができる。

4 知事は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出を求めることができる。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、前条に基づく申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、交付すべきものと認めたときは交付決定通知書（様式第3号）により、受任者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条に定める実績報告については、実績報告書（様式第4号）により行うものとする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して10日を超えない日までとする。

(額の確定)

第9条 知事は、規則第14条に基づき補給金及び事務経費の額の確定をしたときは、その旨を額の確定通知（様式第5号）により受任者に通知するものとする。

(交付)

第10条 補給金及び事務経費は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 受任者が前項の規定により補給金及び事務経費の交付を受けようとするときは、請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

3 県は、請求書の提出があった場合には、速やかに受任者である取扱金融機関の指定口座に対して補給金及び事務経費を交付するものとする。

4 受任者は、前項の支払を受けた後、6営業日以内を目途に受給資格者の指定口座に対して補給金を振り替えるものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第11条 受任者は、補給金及び事務経費に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類（以下「関係書類」という。）を適切に整理し、関係書類を補給金及び事務経費の交付を受けた年度から起算して7年間保存しなければならない。

(検査等)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、受任者に対し、補給金及び事務経費の経理処理に関し必要な報告を求め、又はその職員をして関係書類を検査させることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補給金及び事務経費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月31日から施行する。

別表（第3条関係）

経費区分	交付金額	交付対象経費
1 補給金	受給資格者が当該融資に係る毎年4月1日から翌年3月末日までの間に支払った約定利子の全額。なお、適用利率は年1.1%とし、条件変更等に伴う利率の増加分は交付対象とならない。	同左
2 事務経費	一件につき500円	金融機関が「新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金利子補給補助金交付要綱」第5条に基づく委任を受け、補給金の交付申請、振替え等を行うために必要であると認められる事務経費。

愛知県経済環境適応資金（新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金）
融 資 制 度 に 係 る 証 明 申 請 書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印
(代表者による自署の場合は押印不要)

私は、新型コロナウイルス感染症の影響により、下記のとおり経営の安定に支障を生じておりますので、愛知県経済環境適応資金融資制度要綱第25第1項第1号に該当する旨、証明されるようお願いいたします。

記

1. 売上高等の減少【売上高・売上高総利益額】※該当する方を○で囲む。

A：申込時点における最近1か月間

(年 月 日から 年 月 日まで)

円

B：Aの期間に対する前年又は2年前の1か月間

(年 月 日から 年 月 日まで)

円

※「最近1か月」とは、申込日の属する月の3か月前までの任意の1か月をいいます。
(例：令和2年5月の申込の場合は、令和2年3月～令和2年5月までの任意の1か月)

●減少額 (B-A) 円

2. 新型コロナウイルス感染症による影響の内容

(該当するものにを付けてください。)

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 取引先の閉鎖等 | <input type="checkbox"/> 取引のキャンセル |
| <input type="checkbox"/> 取引先の業績悪化 | <input type="checkbox"/> 調達コストなどの上昇 |
| <input type="checkbox"/> 集客力の低下 | |
| <input type="checkbox"/> その他 () | |

年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

なお、本証明が融資の実行を保証するものではありません。

証明者 取扱金融機関名及び店長の氏名

印